# 第6章 誘導施策

本市では、まちづくりの方針の実現に向けて、居住誘導、都市機能強化及び公共交通再編の観点から誘導施策を以下のように定めます。

■ 誘導施策一覧

| 基本方針・方針 | 分野 | 誘導施策 |
|---|---|---|
| **基本方針1** 子どもから高齢者までが安全・安心で健康・快適に暮らし続けることができるまちづくり | | |
| **方針1－1** 防災・減災対策による被害の最小化や災害リスクの低減・回避 | 防災・減災 | 第7章 防災指針<br>7－4 防災・減災に向けた取組方針<br>7－5 具体的な取組及びスケジュールの検討<br>を参照（p.94～96） |
| **方針1－2** 生活利便性・居住環境の充実と地域特性の活用による居住の誘導 | 居住誘導 | ●快適で安全な都市環境の整備[3-3-1]<br>●自然・文化と調和した住環境づくりの推進[3-3-2]<br>●安心して暮らせる住環境づくりの推進[3-3-3]<br>●子育てしやすい住環境の整備[3-3-4]<br>●移住・定住に対する支援の充実[4-5-2]<br>●コミュニティの育成及び施設の整備・活用[5-1-2]<br>●土地利用の促進・適正化<br>●企業立地の促進等による働く場の確保 [2-2-2]<br>●居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置<br>●都市のスポンジ化対策のための制度活用 |
| **基本方針2** 都市機能の集約と公共交通の利便性向上による賑わいのあるまちづくり | | |
| **方針2－1** 都市機能の集約と高次化による賑わいの創出と利便性の向上 | 都市機能強化 | ●新病院の建替え整備の推進[1-5-2]<br>●特色ある商店街の形成[2-2-1]<br>●経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実[2-2-3]<br>●誘導施設に対する税制上の特例措置<br>●誘導施設等の整備<br>●都市のスポンジ化対策のための制度活用（再掲） |
| **方針2－2** 公共交通の利便性の向上による都市機能へのアクセス強化 | 公共交通再編 | ●地域特性に応じた拠点の育成・整備[3-2-1]<br>●幹線道路の整備[3-2-2]<br>●公共交通機関の利便性の向上[3-2-3] |

※［　］は第２次匝瑳市総合計画中期基本計画に係る施策番号を記載

## 6 －１　誘導施策の取組内容

### １）居住誘導に関わる施策

● **快適で安全な都市環境の整備［3-3-1］**

快適で安全な生活に欠かせない都市基盤を計画的に整備するため、安全・快適な生活道路の整備等に取り組むとともに、市民の理解を得ながら、協働による施設整備・管理等の都市環境づくりを推進します。

● **自然・文化と調和した住環境づくりの推進［3-3-2］**

豊かな自然や歴史的建造物等を保全しながら、景観に対する市民意識の醸成を図り、特性を活かしたまち並みづくりの推進等により、市全体で調和のとれた公共空間の整備と美しい景観の形成に努めます。

● **安心して暮らせる住環境づくりの推進［3-3-3］**

誰もが安心・安全に暮らしていくことのできる公共空間及び居住空間の整備を図るため、バリアフリー化や住宅リフォームの推進、住宅の耐震化に向けた支援の充実等に取り組むとともに、空き家対策を推進します。

● **子育てしやすい住環境の整備［3-3-4］**

住宅取得に関する支援措置を推進することで、子育て世代等が暮らしやすい住環境を整備し、若者の定住及び市外からの移住促進を図ります。

● **移住・定住に対する支援の充実［4-5-2］**

転入者に対する助成制度や空き家バンクの充実等により、移住の促進を図るとともに、移住者の受入れに向けた環境づくりや定住に関する情報の発信を行います。また、若者の定住が可能となるよう結婚への支援、就労の場づくりを図ります。

● **コミュニティの育成及び施設の整備・活用［5-1-2］**

コミュニティの育成支援を図るとともに、老朽化が進むコミュニティ施設（市民ふれあいセンター、地区コミュニティセンター及び自治会が設置した集会施設等）の改修・整備を促進し、コミュニティ施設の有効活用を図ります。

● **土地利用の促進・適正化**

良好な居住環境の維持と定住人口の増加に向けて、用途地域にあった土地利用の推進と適正な施設整備を図ります。また、地域の特性や将来の土地利用の方針を踏まえつつ、必要に応じて用途地域の指定や見直し等を検討し、良好な住環境の維持・保存を図ります。

● **企業立地の促進等による働く場の確保［2-2-2］**

首都圏や海外への好アクセス条件を活かしつつ、誘致企業に対して優遇措置等の支援策の充実を図り、利便性の高い商業施設や地域活性化に貢献する企業の立地を積極的に促進するとともに、市民の働く場の確保を図ります。

● **居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置**

居住誘導区域外の災害の発生のおそれのある区域については、災害リスクを分かりやすく提示する等、当該区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置を推進します。

※７章：防災指針に記載

● **都市のスポンジ化対策のための制度活用**

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用した対策の検討を行います。

## ２）都市機能強化に関わる施策

● **新病院の建替え整備の推進［1-5-2］**

国保匝瑳市民病院の老朽化への対応と併せて、今後の医療ニーズに適応できる新病院の建替え整備及び施設・設備の計画的な整備を推進します。

● **特色ある商店街の形成［2-2-1］**

地域の自然や歴史文化を活かしながら、地域交流拠点として市内外から多様な人々が集い楽しむことのできる特色ある商店街の形成を推進します。

● **経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実［2-2-3］**

既存商店・企業に対して資金融資等の経営支援の充実を図り、経営者の創意工夫による経営強化及び新分野への進出を促進するとともに、起業に向けた支援の充実を図ります。

● **誘導施設に対する税制上の特例措置（☆国等による施策）**

都市機能誘導区域内への誘導施設の整備を図るため、国が実施する税制上の特例措置の周知を行い、これらの措置を有効活用した施設整備を促進します。

● **誘導施設等の整備（★国の支援を受けて取り組む施策）**

国の支援を活用し、公共施設等の誘導施設の整備を推進します。

● **都市のスポンジ化対策のための制度活用（再掲）**

空き店舗や空き地、空き家等の低未利用地等による都市のスポンジ化を抑制するため、居住誘導区域や都市機能誘導区域を中心に国の制度を活用した対策の検討を行います。

## ３）公共交通再編に関わる施策

● **地域特性に応じた拠点の育成・整備［3-2-1］**

地域の特性に応じた適正な土地利用の誘導を図ることで、都市交流拠点や魅力ある商業空間等の特色ある拠点の育成・整備を推進します。

● **幹線道路の整備［3-2-2］**

都市間交流の基盤として、県と連携しながら、首都圏や周辺地域と本市とを結ぶ銚子連絡道路や主要地方道、市内幹線道路等の計画的な整備を促進し、自動車交通の円滑化と利便性の向上を図ります。

● **公共交通機関の利便性の向上［3-2-3］**

広域公共交通の充実を図り、本市への行き来の利便性を高めるとともに、公共交通機関の利用促進を図ります。

## 6 －２　各都市機能誘導区域において取組む誘導施策

### １）八日市場駅周辺エリアの主な誘導施策一覧

（誘導施策は再掲）

| 基本方針・方針 | 分野 | 誘導施策 |
|---|---|---|
| **基本方針１** 子どもから高齢者までが安全・安心で健康・快適に暮らし続けることができるまちづくり | | |
| **方針１－２** 生活利便性・居住環境の充実と地域特性の活用による居住の誘導 | 居住誘導 | ●快適で安全な都市環境の整備[3-3-1]<br>●自然・文化と調和した住環境づくりの推進[3-3-2]<br>●安心して暮らせる住環境づくりの推進[3-3-3]<br>●子育てしやすい住環境の整備[3-3-4]<br>●移住・定住に対する支援の充実[4-5-2]<br>●コミュニティの育成及び施設の整備・活用[5-1-2]<br>●土地利用の促進・適正化<br>●企業立地の促進等による働く場の確保［2-2-2］<br>●居住誘導区域外の災害リスクのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための所要の措置<br>●都市のスポンジ化対策のための制度活用 |
| **基本方針２** 都市機能の集約と公共交通の利便性向上による賑わいのあるまちづくり | | |
| **方針２－１** 都市機能の集約と高次化による賑わいの創出と利便性の向上 | 都市機能強化 | ●新病院の建替え整備の推進[1-5-2]<br>●特色ある商店街の形成[2-2-1]<br>●経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実[2-2-3]<br>●誘導施設に対する税制上の特例措置<br>●誘導施設等の整備<br>●都市のスポンジ化対策のための制度活用 |
| **方針２－２** 公共交通の利便性の向上による都市機能へのアクセス強化 | 公共交通再編 | ●地域特性に応じた拠点の育成・整備[3-2-1]<br>●幹線道路の整備[3-2-2]<br>●公共交通機関の利便性の向上[3-2-3] |

※［　］は第２次匝瑳市総合計画中期基本計画に係る施策番号を記載

■ 誘導施策の展開イメージ図（八日市場駅周辺エリア）

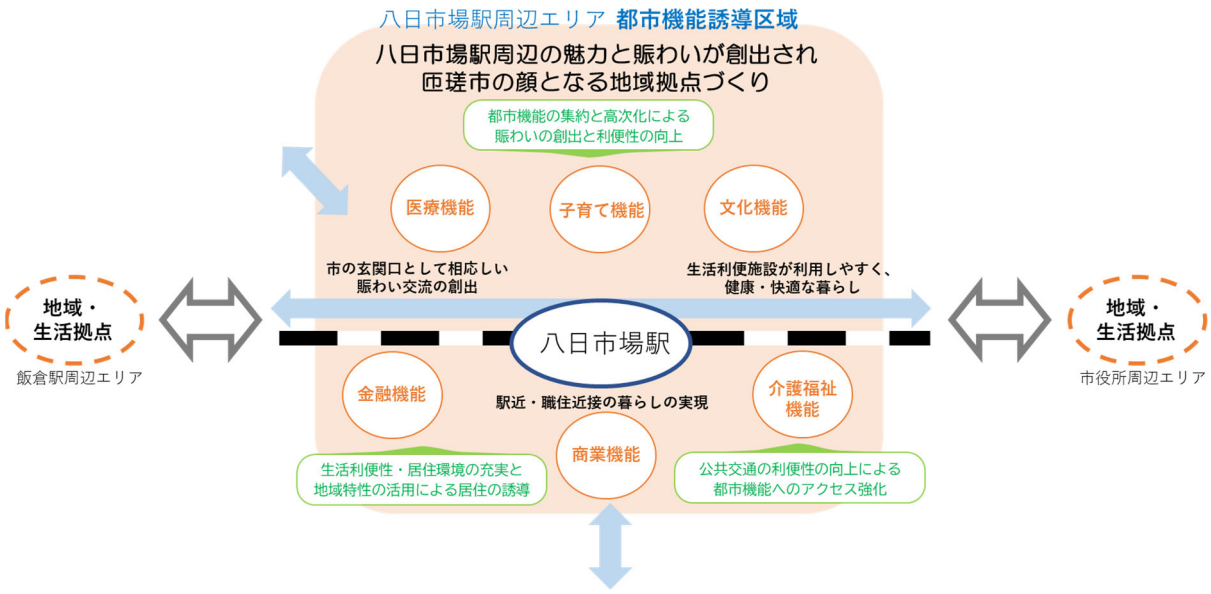

## 2）市役所周辺エリアの主な誘導施策一覧

（誘導施策は再掲）

| 基本方針・方針 | 分野 | 誘導施策 |
|---|---|---|
| **基本方針１** 子どもから高齢者までが安全・安心で健康・快適に暮らし続けることができるまちづくり | | |
| **方針１－２** 生活利便性・居住環境の充実と地域特性の活用による居住の誘導 | 居住誘導 | ●快適で安全な都市環境の整備[3-3-1]<br>●安心して暮らせる住環境づくりの推進[3-3-3]<br>●子育てしやすい住環境の整備[3-3-4]<br>●移住・定住に対する支援の充実[4-5-2]<br>●コミュニティの育成及び施設の整備・活用[5-1-2]<br>●土地利用の促進・適正化 |
| **基本方針２** 都市機能の集約と公共交通の利便性向上による賑わいのあるまちづくり | | |
| **方針２－１** 都市機能の集約と高次化による賑わいの創出と利便性の向上 | 都市機能強化 | ●経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実[2-2-3] |
| **方針２－２** 公共交通の利便性の向上による都市機能へのアクセス強化 | 公共交通再編 | ●地域特性に応じた拠点の育成・整備[3-2-1]<br>●公共交通機関の利便性の向上[3-2-3] |

※［　］は第２次匝瑳市総合計画中期基本計画に係る施策番号を記載

■ 誘導施策の展開イメージ図（市役所周辺エリア）

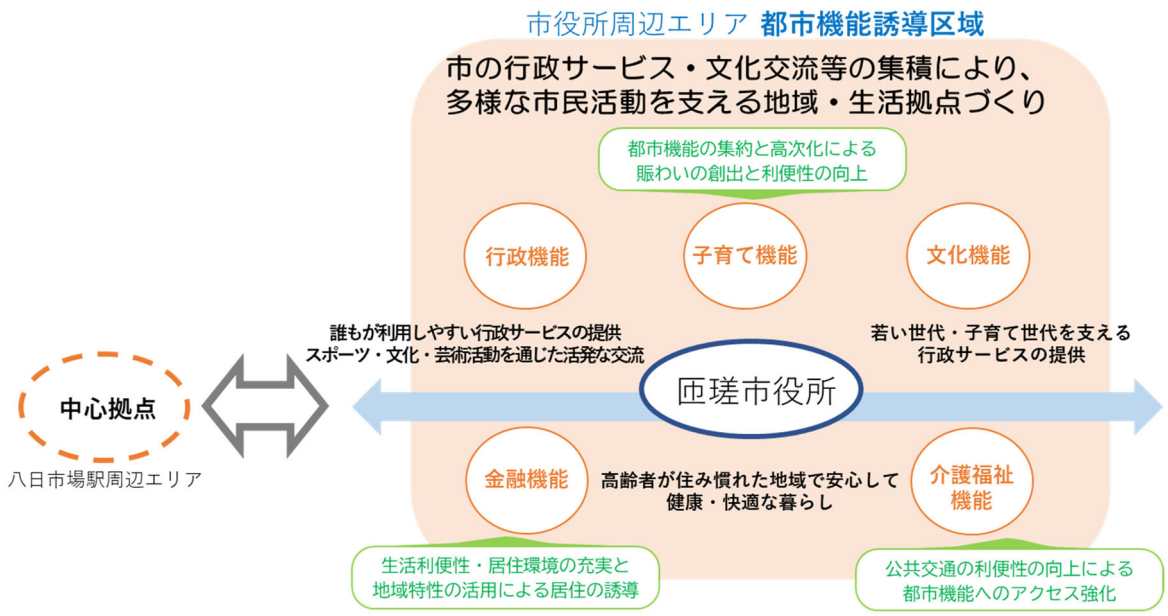

## ３）飯倉駅周辺エリアの主な誘導施策一覧

（誘導施策は再掲）

| 基本方針・方針 | 分野 | 誘導施策 |
|---|---|---|
| **基本方針１** 子どもから高齢者までが安全・安心で健康・快適に暮らし続けることができるまちづくり | | |
| **方針１－２** 生活利便性・居住環境の充実と地域特性の活用による居住の誘導 | 居住誘導 | ●快適で安全な都市環境の整備[3-3-1]<br>●安心して暮らせる住環境づくりの推進[3-3-3]<br>●子育てしやすい住環境の整備[3-3-4]<br>●移住・定住に対する支援の充実[4-5-2]<br>●コミュニティの育成及び施設の整備・活用[5-1-2]<br>●土地利用の促進・適正化<br>●企業立地の促進等による働く場の確保［2-2-2］<br>●都市のスポンジ化対策のための制度活用 |
| **基本方針２** 都市機能の集約と公共交通の利便性向上による賑わいのあるまちづくり | | |
| **方針２－１** 都市機能の集約と高次化による賑わいの創出と利便性の向上 | 都市機能強化 | ●経営基盤の強化及び起業等に向けた支援の充実[2-2-3]<br>●誘導施設に対する税制上の特例措置<br>●誘導施設等の整備<br>●都市のスポンジ化対策のための制度活用 |
| **方針２－２** 公共交通の利便性の向上による都市機能へのアクセス強化 | 公共交通再編 | ●地域特性に応じた拠点の育成・整備[3-2-1]<br>●公共交通機関の利便性の向上[3-2-3] |

※［　］は第２次匝瑳市総合計画中期基本計画に係る施策番号を記載
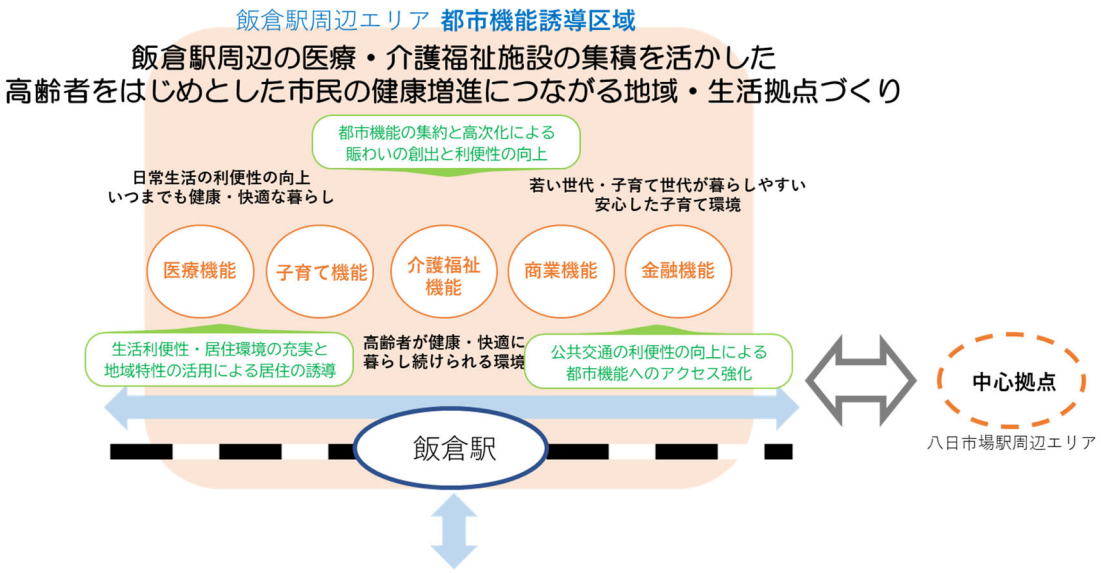
■ 誘導施策の展開イメージ図（飯倉駅周辺エリア）